



幾寅中継局(NHK)の地上デジタル放送が始まります

現在のアナログテレビ放送は、2011年(平成23年)7月24日までに地上デジタル放送(地デジ)に完全移行します。

南富良野町では、幾寅と金山にデジタル中継局が整備されますが、幾寅中継局のNHK局で10月中旬(予定)からデジタル放送が始まります。現在は試験電波が発射されていますので、幾寅および落合地区の受信可能な区域にお住まいの方で、地上デジタル対応テレビか地上デジタルチューナーをお持ちの方は、地上デジタル放送のチャンネルに合わせるだけで、地上デジタル放送(NHK総合および教育)をご覧になることができます。

幾寅中継局のテレビチャンネル

地上デジタル放送を見るには、テレビ電波の中に受信可能な地上デジタル放送の電波があるのか調べる操作「初期スキャン」が必要です。この操作を行いますと、受信可能な地上デジタル放送の放送局がリモコンボタンに自動的に割り当てられ、視聴が可能となります。

放送局名	アナログチャンネル	デジタルチャンネル	リモコン番号
NHK 総合	53ch	31ch	3
NHK 教育	51ch	35ch	2

(試験電波発射期間中は、放送機器調整のため電波を停止することがあり、地上デジタルテレビ放送を受信できない場合があります。)

なお、幾寅中継局の民放4局のデジタル改修は、平成22年に予定されています。金山・下金山地区については、現在、空知金山中継局のデジタル改修を行っていますので、年内にはNHKおよび民放4局のデジタル放送が開始される予定になっています。

地上デジタル放送を見るにはどうしたらいいの?

地上デジタル放送を見る方法は、次の2通りの方法があります。地上デジタルチューナー内蔵のテレビで受信する方法

現在お使いのテレビに地上デジタルチューナーまたは、地上デジタルチューナー内蔵の録画機器を接続し受信する方法

地上デジタル放送は、UHF波で送信されるため、現在UHFアンテナが設置されている場合には、通常そのまま使用できますが、アンテナの向きの調整が必要な場合や、種類によっては、受信できず交換が必要となる場合がありますので、詳しくは電器店などにご相談ください。

平成23年7月24日までは今のままでテレビが見られます

現在のアナログ放送が終了するのは、平成23年7月24日です。幾寅および空知金山中継局のデジタル改修後も、それまでの間はアナログ電波を続けて送信しますので、今のままでもテレビを見ることができます。

難視聴解消対策について

現在共聴施設で受信している地域や地形などの影響により、デジタル放送を受信できない地域については、難視聴解消対策として、本年度の国

の補正予算を活用して、光ファイバー網の整備による地上デジタル放送の再送信を検討しています。

国の補正予算については、組み替えや見直しを実施されるとの情報もあることから、財源の確保に留意して進めてまいります。

悪質商法にご注意を

地上デジタル放送への移行に便乗した悪質商法が多発しています。地上デジタル放送に関して、行政機関やテレビ局またはその関係機関がお金を請求することは一切ありません。身に覚えのない工事代金の請求を受けたときは、すぐには支払わず、お問い合わせ先、またはお近くの警察署にご相談ください。

地デジに関する問い合わせ先

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

受付時間 平日 9時から21時 土日・祝日 9時から18時

地デジ説明会のお知らせ

総務省北海道北テレビ受信者支援センター主催の「地デジ説明会」が11月9日、本町の3会場で行われます。詳しくは、広報お知らせ版「10月15日号」に掲載します。

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について

総務省では、生活保護などの公的扶助を受けている世帯など(社会福祉事業施設に自らテレビを持ち込んでいる入所者の方も対象)で、日本放送協会(NHK)の受信料の全額免除を受けている世帯に、現在ご利用中のアナログテレビ(1台)で地上デジタル放送を視聴できるようになる簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行います。

支援の対象となるのは?

生活保護世帯などの公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者の方々と、日本放送協会(NHK)の受信料の全額免除を受けている世帯の方々が対象です。

既に、地上デジタル放送を視聴されている世帯の方々は支援の対象外です(共同受信施設などで平成21年4月以降に工事が行われた場合には、支援の対象となる場合があります。)

受けられる支援の内容は?

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付を行います。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

申込書の入手方法は?

申込書については、下記の「総務省 地デジチューナー支援実施センター」にご連絡いただきますと、申込書を発送します。

なお、NHKの受信料全額免除となっている方々にはNHKから全額免除証明書と併せて本支援の申込書が送付されます。NHKの受信料全額免除がまだお済みでない方々で申込書をご希望される場合は、下記にお問い合わせください。

支援の開始の時期は?

受付は10月1日から開始します。簡易チューナーの設置等については10月下旬から開始する予定です。

なお、南富良野町では、地上デジタル放送の開始後に支援が行われます。

ご注意いただきたい点

支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。手続きがまだお済みでない方は、なるべくお早めに手続きをとっていただくようお願いします。支援は現物給付ですので、ご自身で購入されたチューナー、アンテナ改修などの費用を清算することはできません。

お問合せ先

地上デジタル放送受信のための支援制度について
総務省 地デジチューナー支援実施センター 0570-033840 (FAXは、044-966-8719)
NHKとの受信契約、受信料免除について
NHK視聴者コールセンター 0570-000588 (FAXは、044-888-4340)